

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：都市整備部

事業種名：公園、緑地の整備

1 取組の概要

平成31年4月現在、公園スタジアム課の所管する供用済み27公園のうち、大宮公園の一部以外は指定管理者により管理運営されている。各公園における環境配慮の推進については、県営公園で行うべき管理運営水準を指定管理者に示し、取組を進めている。

推進状況として、公園内で発生する落ち葉等や雑草刈払いについてはコンポストやエコ・スタック等、“循環型管理”への取組、適切な剪定時期による樹木活性化など多様な緑の創造を推進しているほか、電気・水道等使用料の削減や環境負荷の少ない物品の購入を推進している。

公園の整備においては、建設発生土の区域内利用や地域特性に配慮した植生の選定、低排出ガス対策重機の使用など環境に配慮して整備を進めている。

2 主な成果

雑草刈払いの刈草や落ち葉等については、公園内でコンポスト化し再利用している。また、伐採した枝等をチップ化及びエコ・スタックを作成して公園内で再利用するとともに、こども動物自然公園で堆肥とした牛ふんを、イベント時に利用者に配布する等ことにより公園外でも利用を図っている。

また、日常の節電・節水等を徹底したほか、一部公園では外灯の電球のLED化を行っている。

公園で使用する資材についても、例えばグラウンドの石灰に卵の殻が原料のものを使用する等、出来るだけ環境に配慮したものを使用している。

3 今後の方針

公園にアメニティだけを求める利用者もいることから、「環境に配慮した取組」を実践していることを公園利用者に理解してもらい、利用者と公園管理者が一体となって取り組む方法について検討を進めていきたいと考えている。

改修に伴うものについては、公園施設（例えば外灯をLED化する等）を省エネ化することによるエコ化に取り組んでいきたいと考えている。

4 課題 特になし

5 事業一覧 別表－2のとおり

別表－２ 個別評価事業一覧

事業年度：平成 30 年度

部局名：都市整備部

事業種名：公園、緑地の整備

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	(仮称) 新たな森公園	施工段階	34	28	82.4%	4
2	さきたま古墳公園	施工段階	32	27	84.4%	4
	合計		66	55		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 大宮公園事務所

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	（仮称）新たな森公園
事業の規模	16ha	実施場所	春日部市
計画期間	H25～R2	段階	施工段階
<p>事業の概要：</p> <p>県の重点政策である「みどりと川の再生」を推進するため、みどりの少ない都市部において、「みどり再生のシンボル」となる新たな森を創出することを目的として始まった公園建設事業である。</p> <p>「魅力あふれ、人が集う新たな緑空間の創造」をコンセプトに、企業、団体、県民の参画で公園づくりを進めるとともに、防災活動拠点としての機能の充実を図ることとしている。</p>			

※別表－1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・アーバンエコロジーパークの整備 ⇒ はじまりの森
- ・緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する
⇒ 地元の小学校と連携をとり、市内の公園で取ってきた、どんぐりを育て植樹を行う
- ・まとまりや連続性のある緑地の保全・確保 ⇒ 園路、植栽基盤整備

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	(仮称) 新たな森公園
-----	-------------

基本方向 1	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現											
基本的配慮事項 1											
公園、緑地の緑が持つ二酸化炭素の吸収や大気浄化、都市気象の緩和などの環境保全機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	① 緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	○	○	○	○	○	○		✓	✓
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓
	③ 省エネルギー、省資源型のシステム・機器の採用を図る。	○	○	○	○		○	○		-	
	④ 新エネルギー（ソーラー・風力等）の採用に努める。	○	○	○	○	○	○	○		✓	✓
	⑤ 緑地の効果評価システムや地球環境保全効果の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑥ 自然エネルギー利用技術の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
基本的配慮事項 2											
公園、緑地の緑が持つ水循環の機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	① 土壌の流出抑制・保水性の向上を図る。	○	○	○	○		○	○		✓	✓
	② 雨水の流出抑制・貯溜・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓
	③ 汚水・雑排水の土壌浄化システムの採用に努める。	○	○				○	○			
	④ 水循環利用システム・利用技術の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
基本的配慮事項 3											
公園、緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、騒音・振動の緩和やリサイクルを促進し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	① 環境対策型建設機械を採用する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	② 工事施工中の粉じん対策を図る。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	③ 建設発生土の発生抑制・区域内処理を促進するとともに、建設発生土を活用した公園づくりを検討する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	④ 建設廃材の削減、リサイクル素材・資材の利用を促進する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	⑤ 公園内の発生ゴミの抑制対策・分別処理を促進する。	○	○	○	○			○			
	⑥ 施設の適正管理・耐久性向上を促進する。	○	○	○	○			○			
	⑦ 落葉等によるコンポスト化等のリサイクルを促進する。	○	○	○	○			○			
	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○			○	○	✓	✓

基本方向2		地域別				配慮時期				チェック		
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保												
基本的配慮事項1												
緑地や水辺など自然的要素の多い空間の創造に努める。												
個別事項	① まとまりや連続性のある緑地の保全・確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	② 源流域や良好な湿地等の生物生息空間の保全・確保に努める。	○	○	○	○		○	○	○		✓	✓
	③ 樹林地・湿地・水辺環境の創造など多様性の確保に努める。	○	○	○	○		○	○	○		✓	✓
	④ 緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する。	○	○	○	○		○	○			✓	✓
	⑤ 湿地・湧水地の調査・研究及び保全対策を促進する。	○	○	○	○	○	○					
基本的配慮事項2												
自然環境はもとより、歴史的文化的遺産など、計画地が有している環境資源に配慮し、それらの環境資源の保全・活用を図る。												
個別事項	① 既存の地形・植生・景観等、地域環境特性を生かした整備を図る。	○	○	○	○		○	○			✓	✓
	② 現況地形に配慮した施設の整備を図る。	○	○	○	○		○	○			✓	✓
	③ 表土の保全と活用を図る。	○	○	○	○		○	○	○		✓	✓
	④ 県や市町村が策定した各種計画に基づき、自然環境に配慮した計画を策定する。	○	○	○	○	○	○	○	○		✓	✓
	⑤ 計画策定に当たっては、環境影響に関する調査（地形・地質・動植物・景観等）を実施する。	○	○	○	○		○		○			
	⑥ 事業終了後も必要に応じて適切な時期にモニタリング調査を実施する。	○	○	○	○				○			
	⑦ 適切な維持管理手法の調査・研究を促進する。	○	○	○	○				○			
	⑧ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	○			-	
基本的配慮事項3												
オープンスペースの確保や良好な都市景観の創造に寄与する。												
個別事項	① 土地利用や住民の利用動向に応じた緑地の確保を促進する。	○	○	○	○	○	○	○			✓	✓
	② 屋根、壁面、法面、人工地盤等の緑化を促進する。		○	○	○		○	○			✓	✓
	③ 周辺の景観に調和するデザインの導入や、自然素材・地場産材の利用を促進する。	○	○	○	○		○	○			✓	✓
	④ 緑化に当たっては、気象や土壌条件、地域の特性を考慮し在来の植生を中心とした景観の創造を促進する。	○	○	○	○		○	○			✓	✓
	⑤ 総合的な緑地の保全・創造・確保手法の調査・研究を推進する。	○	○	○	○	○	○					

基本方向2	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保											
基本的配慮事項4											
野生生物の生息・生育に配慮した公園の整備に努める。											
個別事項	① 農業の適正利用と使用削減を図る。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	② 照明施設利用時における動植物への生息環境に配慮する。	○	○	○	○				○		
	③ アーバンエコロジーパークの整備及びサンクチュアリーを促進する。		○	○	○	○	○	○		✓	✓
	④ 環境教育に配慮した公園緑地の整備を促進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	⑤ さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、その保護を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	
	⑥ 樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。	○	○	○	○				○		
	⑦ ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	⑧ ビオトープネットワーク計画を促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑨ 希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。	○	○	○		○	○				
	⑩ 工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。	○	○	○	○			○		✓	
	⑪ 植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	

基本方向3	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
県民等の自主的取組の促進											
基本的配慮事項1											
自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。											
個別事項	① 地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。	○	○	○		○	○		○		
	② 学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。	○	○	○	○				○		
	③ 住民共同緑化の支援を推進する。		○	○	○				○		
	④ さいたま緑のトラスト運動を推進する。		○	○	○				○		
	⑤ 周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。				○	○	○	○	○	✓	
	⑥ 公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓

基本方向3	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本方向3 県民等の自主的取組の促進											
基本的配慮事項2 事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。											
個別事項	① 自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。	○	○	○	○				○		
	② 公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。				○	○	○	○	○	✓	
	③ 情報提供のネットワーク化に努める。	○	○	○	○			○		✓	✓
	④ 適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。	○	○	○	○			○		✓	
実施率 (b/a (%))									合計 (a)	合計 (b)	
82.4%									34	28	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕公園事務所

事業の種類	4 公園、緑地の整備	事業名	さきたま古墳公園
事業の規模	37.5ha	実施場所	行田市（低地地域）
計画期間	昭和62年～令和5年	段階	施工段階
事業の概要： さきたま古墳公園は、埼玉古墳群の保護などを目的とした公園で、昭和51年に9つの古墳を含む部分を開設し、それ以降も段階的に拡張整備を進めており、現在はサンクチュアルゾーンを整備している。 古墳群のほかに、県立さきたま史跡の博物館、古民家や県名発祥之碑があり、埼玉県の歴史に触れることができる公園である。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 史跡区域の保全（奥の山古墳） 既存の植生、景観、地域特性を生かした整備（植栽工）
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ ４ 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	さきたま古墳公園
-----	----------

基本方向 1	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現											
基本的配慮事項 1											
公園、緑地の緑が持つ二酸化炭素の吸収や大気浄化、都市気象の緩和などの環境保全機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	① 緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	○	○	○	○	○	○		✓	✓
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓
	③ 省エネルギー、省資源型のシステム・機器の採用を図る。	○	○	○	○		○	○		—	
	④ 新エネルギー（ソーラー・風力等）の採用に努める。	○	○	○	○	○	○	○		—	
	⑤ 緑地の効果評価システムや地球環境保全効果の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑥ 自然エネルギー利用技術の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
基本的配慮事項 2											
公園、緑地の緑が持つ水循環の機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	① 土壌の流出抑制・保水性の向上を図る。	○	○	○	○		○	○		✓	✓
	② 雨水の流出抑制・貯溜・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓
	③ 汚水・雑排水の土壌浄化システムの採用に努める。	○	○				○	○			
	④ 水循環利用システム・利用技術の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
基本的配慮事項 3											
公園、緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、騒音・振動の緩和やリサイクルを促進し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	① 環境対策型建設機械を採用する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	② 工事施工中の粉じん対策を図る。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	③ 建設発生土の発生抑制・区域内処理を促進するとともに、建設発生土を活用した公園づくりを検討する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓
	④ 建設廃材の削減、リサイクル素材・資材の利用を促進する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	⑤ 公園内の発生ゴミの抑制対策・分別処理を促進する。	○	○	○	○			○			
	⑥ 施設の適正管理・耐久性向上を促進する。	○	○	○	○			○			
	⑦ 落葉等によるコンポスト化等のリサイクルを促進する。	○	○	○	○			○			
	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいものの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○			○	○	✓	✓

基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 緑地や水辺など自然的要素の多い空間の創造に努める。											
個別事項	① まとまりや連続性のある緑地の保全・確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	② 源流域や良好な湿地等の生物生息空間の保全・確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	③ 樹林地・湿地・水辺環境の創造など多様性の確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	④ 緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する。	○	○	○	○	○	○			✓	✓
	⑤ 湿地・湧水地の調査・研究及び保全対策を促進する。	○	○	○	○	○	○				
基本的配慮事項2 自然環境はもとより、歴史的文化的遺産など、計画地が有している環境資源に配慮し、それらの環境資源の保全・活用を図る。											
個別事項	① 既存の地形・植生・景観等、地域環境特性を生かした整備を図る。	○	○	○	○	○	○			✓	✓
	② 現況地形に配慮した施設の整備を図る。	○	○	○	○	○	○			✓	✓
	③ 表土の保全と活用を図る。	○	○	○	○	○	○	○		✓	
	④ 県や市町村が策定した各種計画に基づき、自然環境に配慮した計画を策定する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	⑤ 計画策定に当たっては、環境影響に関する調査（地形・地質・動植物・景観等）を実施する。	○	○	○	○	○		○			
	⑥ 事業終了後も必要に応じて適切な時期にモニタリング調査を実施する。	○	○	○	○				○		
	⑦ 適切な維持管理手法の調査・研究を促進する。	○	○	○	○				○		
	⑧ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	○		✓	✓
基本的配慮事項3 オープンスペースの確保や良好な都市景観の創造に寄与する。											
個別事項	① 土地利用や住民の利用動向に応じた緑地の確保を促進する。	○	○	○	○	○	○	○		✓	✓
	② 屋根、壁面、法面、人工地盤等の緑化を促進する。		○	○	○	○	○			✓	
	③ 周辺の景観に調和するデザインの導入や、自然素材・地場産材の利用を促進する。	○	○	○	○	○	○			✓	✓
	④ 緑化に当たっては、気象や土壌条件、地域の特性を考慮し在来の植生を中心とした景観の創造を促進する。	○	○	○	○	○	○			✓	✓
	⑤ 総合的な緑地の保全・創造・確保手法の調査・研究を推進する。	○	○	○	○	○	○				

基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項4 野生生物の生息・生育に配慮した公園の整備に努める。											
個別事項	① 農業の適正利用と使用削減を図る。	○	○	○	○			○	○	✓	✓
	② 照明施設利用時における動植物への生息環境に配慮する。	○	○	○	○				○		
	③ アーバンエコロジーパークの整備及びサンクチュアリーを促進する。		○	○	○	○	○	○		✓	✓
	④ 環境教育に配慮した公園緑地の整備を促進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	⑤ さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、その保護を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	⑥ 樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。	○	○	○	○				○		
	⑦ ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓
	⑧ ビオトープネットワーク計画を促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑨ 希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。	○	○	○		○	○				
	⑩ 工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。	○	○	○	○			○		✓	
	⑪ 植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	✓	✓

基本方向3 県民等の自主的取組の促進	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項1 自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。											
個別事項	① 地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。	○	○	○		○	○		○		
	② 学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。	○	○	○	○				○		
	③ 住民共同緑化の支援を推進する。		○	○	○				○		
	④ さいたま緑のトラスト運動を推進する。		○	○	○				○		
	⑤ 周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。				○	○	○	○	○		
	⑥ 公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	○	○	○		○	○	○	✓	✓

基本方向 3	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 2 事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。											
個別事項	① 自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。	○	○	○	○				○		
	② 公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。				○	○	○	○			
	③ 情報提供のネットワーク化に努める。	○	○	○	○			○		✓	
	④ 適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。	○	○	○	○			○		✓	
実施率 (b/a (%))								合計 (a)	合計 (b)		
81%								32	27		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

4

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。